

横須賀市コミュニティセンターポケット Wi-Fi 利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、コミュニティセンターにおいて貸出すポケット Wi-Fi (以下、「Wi-Fi 機器」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるもので、貸出しを受けた時点で、すべての利用者が遵守することに同意したものとみなします。

(目的)

第2条 市内コミュニティセンターにおいて、Wi-Fi 機器を利用する者 (以下、「利用者」という。)を対象とします。

2 利用者が Wi-Fi 機器を適正に利用することを目的とします。

(サービスの内容)

第3条 利用者は、Wi-Fi 機器の利用により、インターネットへの接続をすることができます。

2 Wi-Fi 機器の利用料金は、無料とします。

3 Wi-Fi 機器は、コミュニティセンター貸室内でのみ利用できます。

(サービスの利用)

第4条 Wi-Fi 機器に接続する端末等は、利用者の責任と負担において、利用者が用意するものとします。

2 Wi-Fi 機器を利用するための端末等の設定および操作は利用者が行うものとします。

3 Wi-Fi 機器へ接続する端末等のセキュリティ対策は、利用者が行うものとします。

4 利用者は、端末の利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成 11 年法律第 128 号)」その他関係法令等を遵守してください。

5 青少年の利用にあたっては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (平成 20 年法律第 79 号)」の趣旨に基づき、当該保護者が利用機器に対し、フィルタリングソフト等の適用を図り、閲覧履歴の管理を行う等の適切な対応を行うものとします。

6 Wi-Fi 機器の返却にあたり、利用者は、付属品等がすべて揃っているか確認してから返却することとします。

(遵守事項)

第5条 利用者は次に掲げる事項を遵守してください。

(1) Wi-Fi 機器の設定変更を行わないこと。

(2) コミュニティセンター貸室内のみで利用することとし、外部への持ち出しはしないこと。

(3) 不要な端末等の接続を行わないこと。

(4) 又貸しは行わないこと。

(5) 破壊や故障につながる行為を行わないこと。他者による破損や盗難等、危険

行為にさらされないよう適正管理に努めること。故障・破損・紛失した場合は、コミュニティセンター条例に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(禁止行為)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 本市および指定管理者（以下、「本市」という。）または第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (3) 不法行為および犯罪的行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービス自体を営利の目的とする行為
- (5) 個人情報やプライバシーを考慮せず、本人の許可なく画像や映像を配信する行為
- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) 本サービスの利用による不正アクセス、または改ざん、消去などの不法行為
- (8) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
- (9) Wi-Fi 機器を利用して、本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える行為、またはそのおそれがある行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれがある行為または本市が不適切であると判断した行為
- (11) 本規約に反する行為や本市が不適切であると判断した行為

2 利用者の行為によって、本市、利用者本人および第三者に損害が生じた場合は、当該利用者はすべての法的責任を負うものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。

(貸出の中止)

第7条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合、端末の貸出を中止できるものとします。

- (1) 災害、事故その他の非常事態により、端末の貸出が実施できなくなった場合
- (2) 端末の故障、紛失等、やむを得ない事由がある場合
- (3) その他、本市が端末の貸出の中止が必要と判断した場合

2 端末の貸出の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、本市は一切責任を負わないものとします。

(免責)

第8条 本サービスの提供に関連して利用者に生じた損害について、本市は一切の補償を行わないものとします。

2 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとします。

- 3 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切責任を負わないものとします。
- 4 通信環境、通信用端末等の種類、ソフトウェア等の種類、Wi-Fi 機器の故障等によって、本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切責任を負わないものとします。

(利用者情報の記録および利用)

第9条 本市は、本サービスを通じて取得した情報を、利用状況調査や障害解析、サービス内容の充実、行政機関等からの調査や捜査に関する協力要請のために利用できるものとします。

(サービスの中止・中断)

第10条 本市は、事前の通知なく、本サービスを中止または中断できるものとします。

- 2 本市は本サービスの中止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

(配置先)

第11条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、Wi-Fi 機器の配置先を変更することができます。

(本規約の変更)

第12条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができます。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、地域コミュニティ支援課長が別に定めます。

附 則

この規約は、令和5年7月1日から施行する。